
都市計画道路 大阪河内長野線 事業概要説明会

開催日時：令和3年7月11日（日）
12日（月）

開催場所：天美南小学校

大阪府 富田林土木事務所 松原建設事業所

説明会の内容（目次）

1. 事業の概要

- 1.1 事業の概要
- 1.2 事業の必要性
- 1.3 道路諸元
- 1.4 幅員構成（案）
- 1.5 計画平面図
- 1.6 環境影響・予測評価
- 1.7 事業工程（案）

2. 事業の進め方

3. 都市計画事業認可による効果

説明会の内容（目次）

1. 事業の概要

- 1.1 事業の概要
- 1.2 事業の必要性
- 1.3 道路諸元
- 1.4 幅員構成
- 1.5 計画平面図
- 1.6 環境影響・予測評価
- 1.7 事業工程

2. 事業の進め方

3. 都市計画事業認可による効果

1.1 事業の概要

●位置図



1.1 事業の概要

●事業位置図



本事業は、都市計画道路大阪河内長野線【南伸区間】の道路整備事業です。

<路線名>

都市計画道路

大阪河内長野線

【南伸区間】

<延長・幅員>

延長：494m

幅員：35m

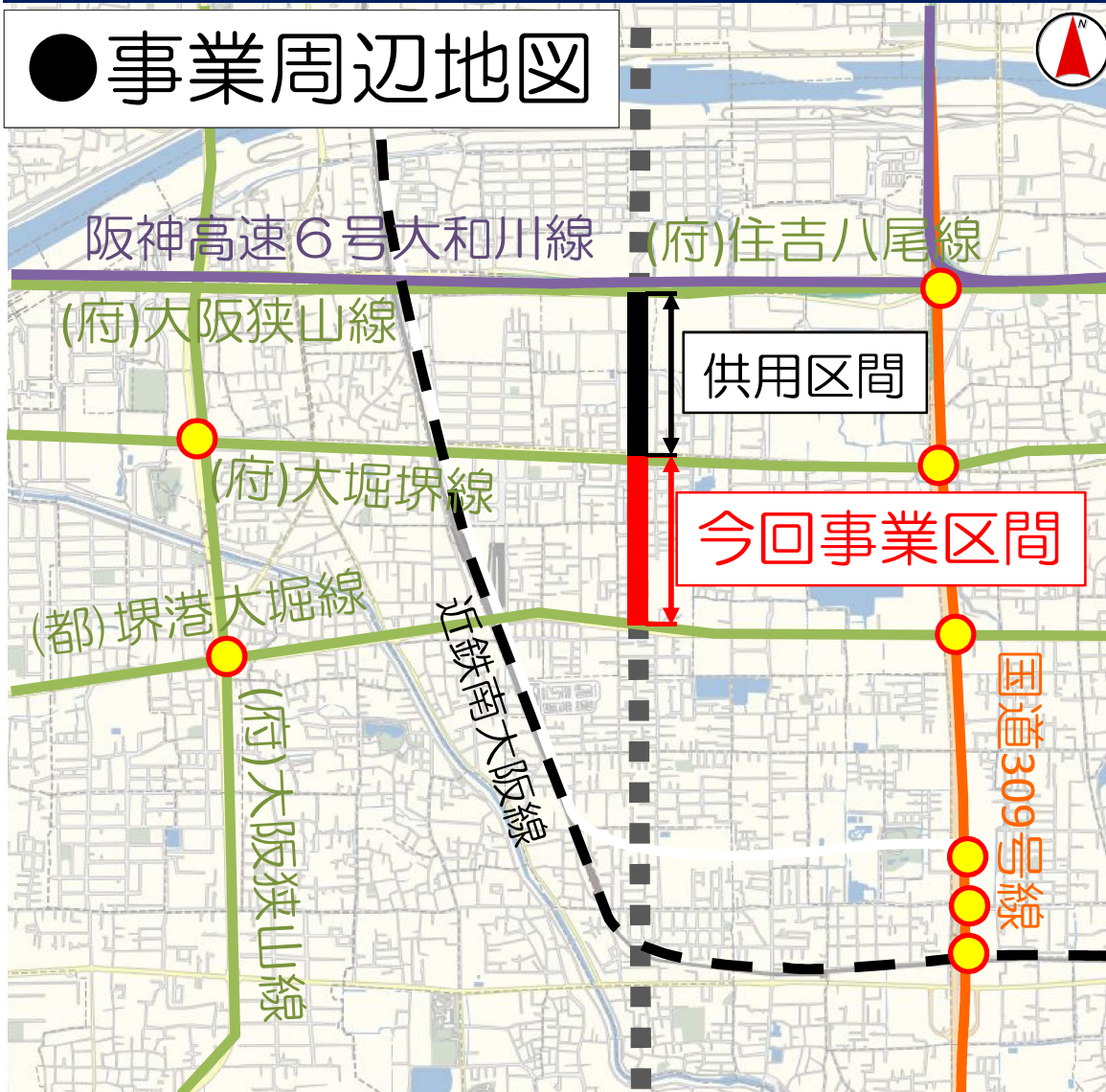
<事業施行期間>

令和3年3月16日～

令和13年3月31日

1.2 事業の必要性

● 事業周辺地図



- : 主要渋滞箇所
- : 高速道路
- : 国道
- : 府道他

本事業は、南河内地域の南北軸として、

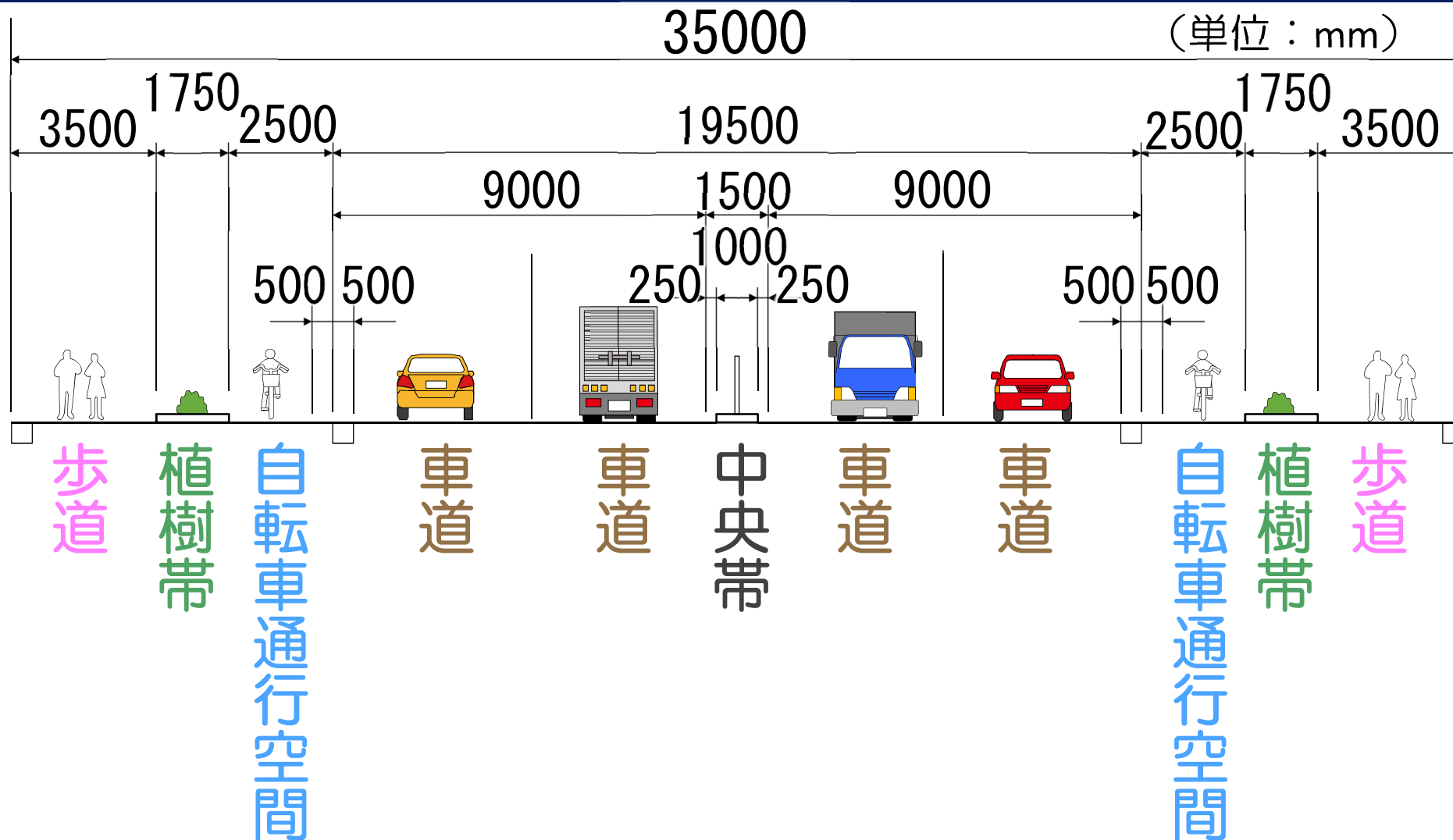
- ◆ 交通混雑の緩和
- ◆ 地域の活性化
- ◆ 防災機能の向上

の役割を担う、重要な事業です。

1.3 道路諸元

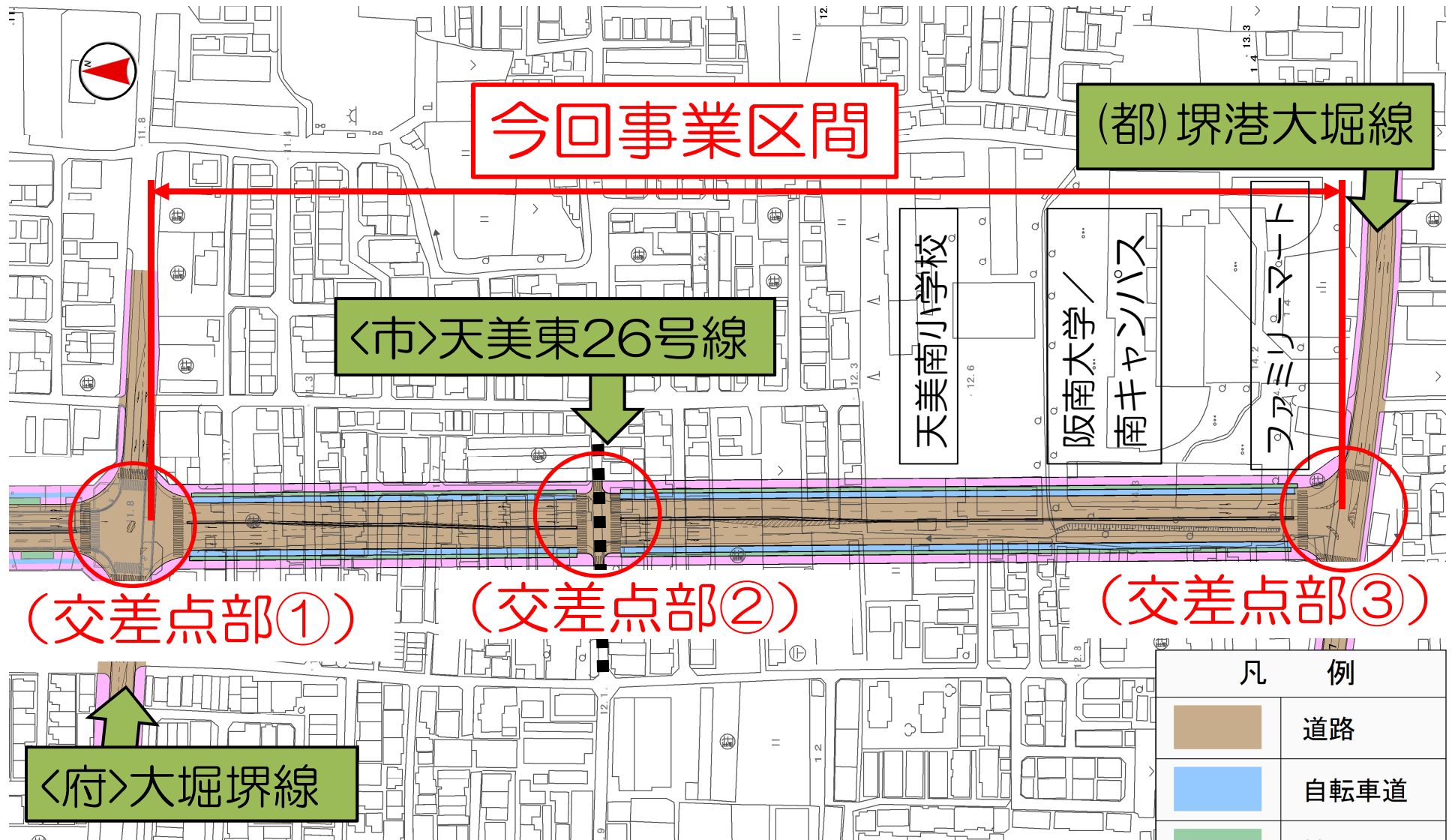
| 項目 | 諸元内容 |
|------|----------------|
| 路線名 | 都市計画道路 大阪河内長野線 |
| 道路規格 | 第4種 第1級 |
| 設計速度 | 60 km/h |
| 道路幅員 | $W=35\text{m}$ |
| 車線数 | 4車線 (片側2車線) |

1.4 幅員構成 (案)



※今後の設計および関係機関協議等により、変更することがあります。




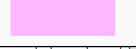
1.5 計画平面図

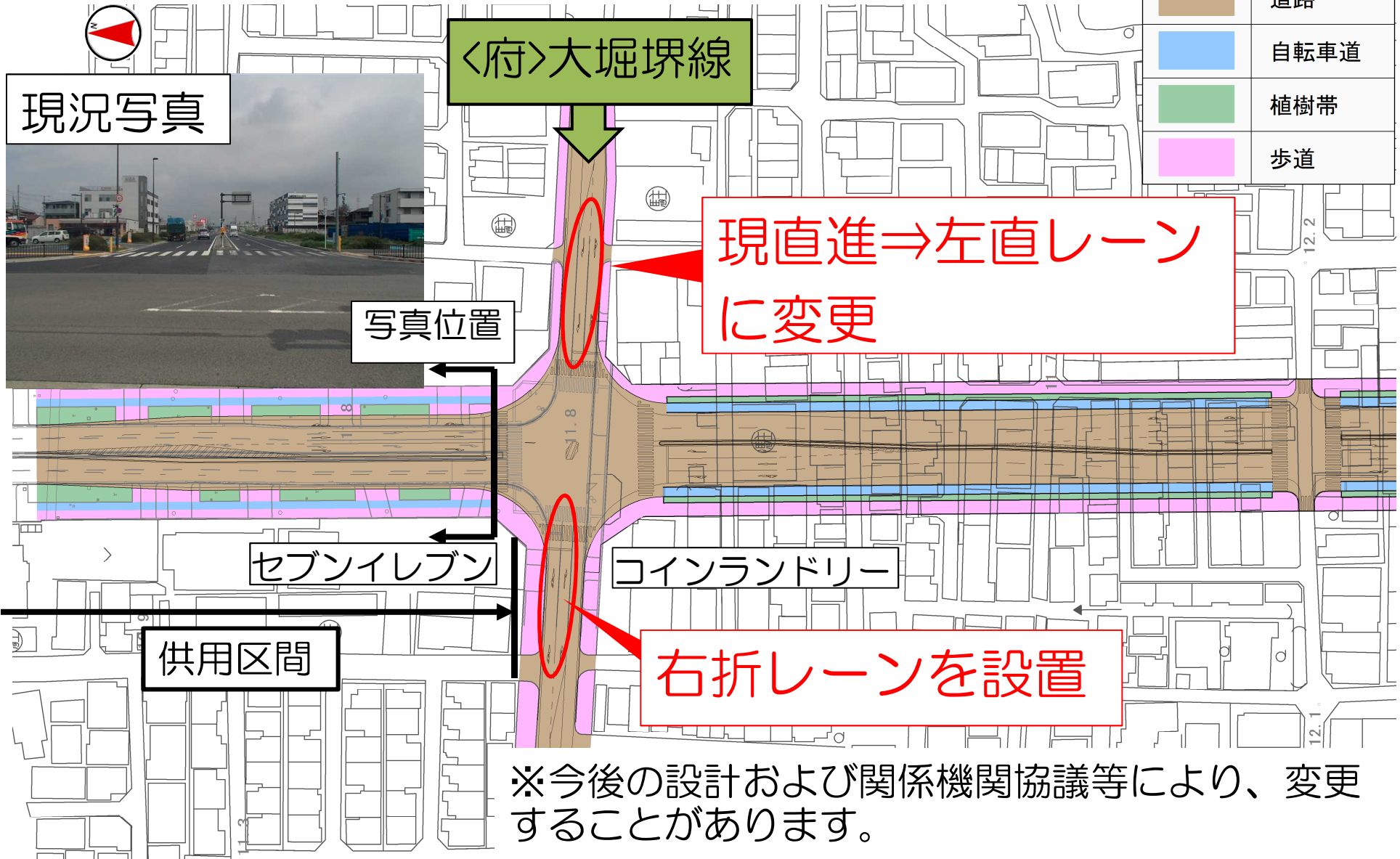


※今後の設計および関係機関協議等により、変更することがあります。

1.5 計画平面図

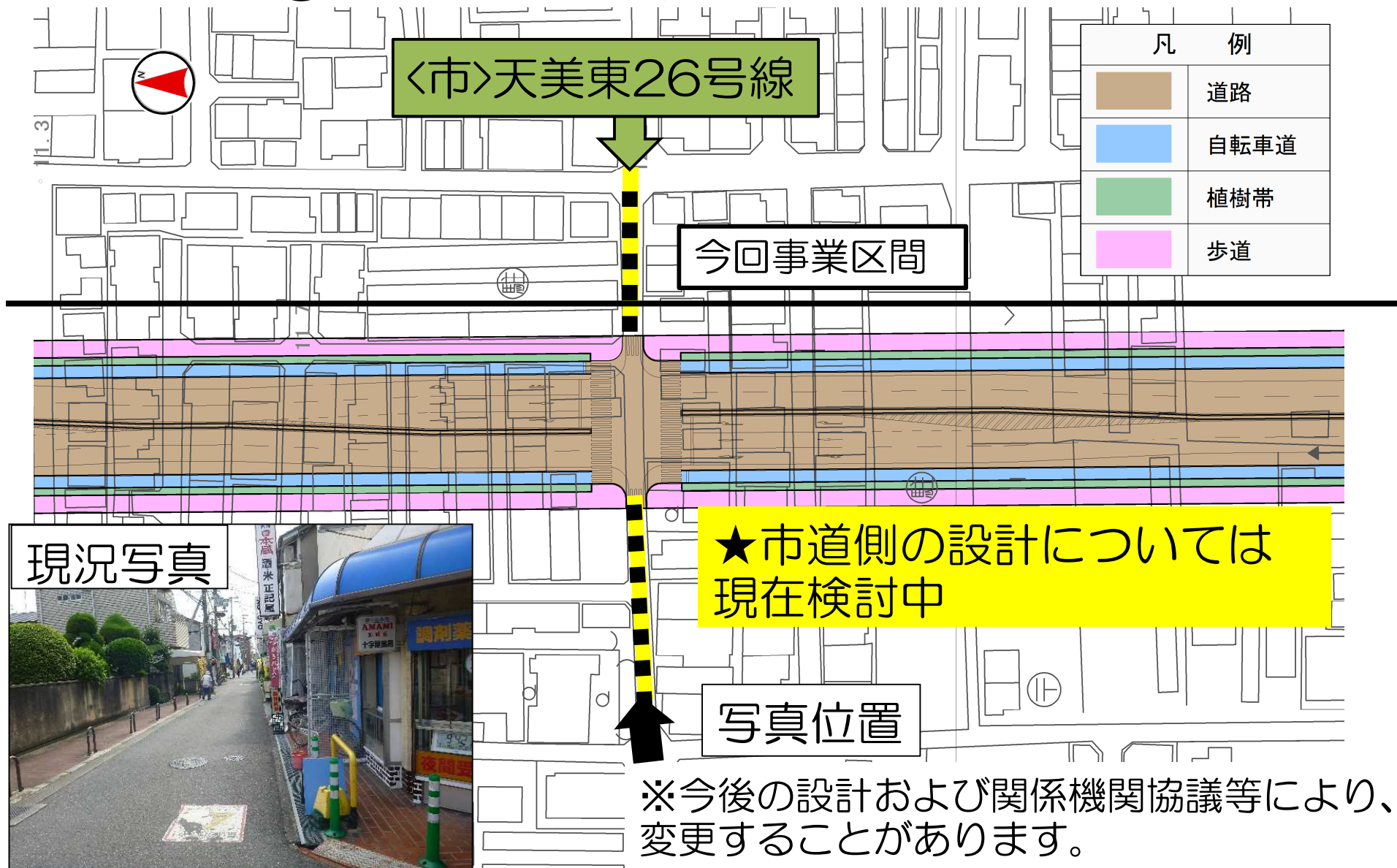
● 交差点①：〈府〉大堀堺線交差点

| 凡 例 | |
|---|------|
|  | 道路 |
|  | 自転車道 |
|  | 植樹帯 |
|  | 歩道 |



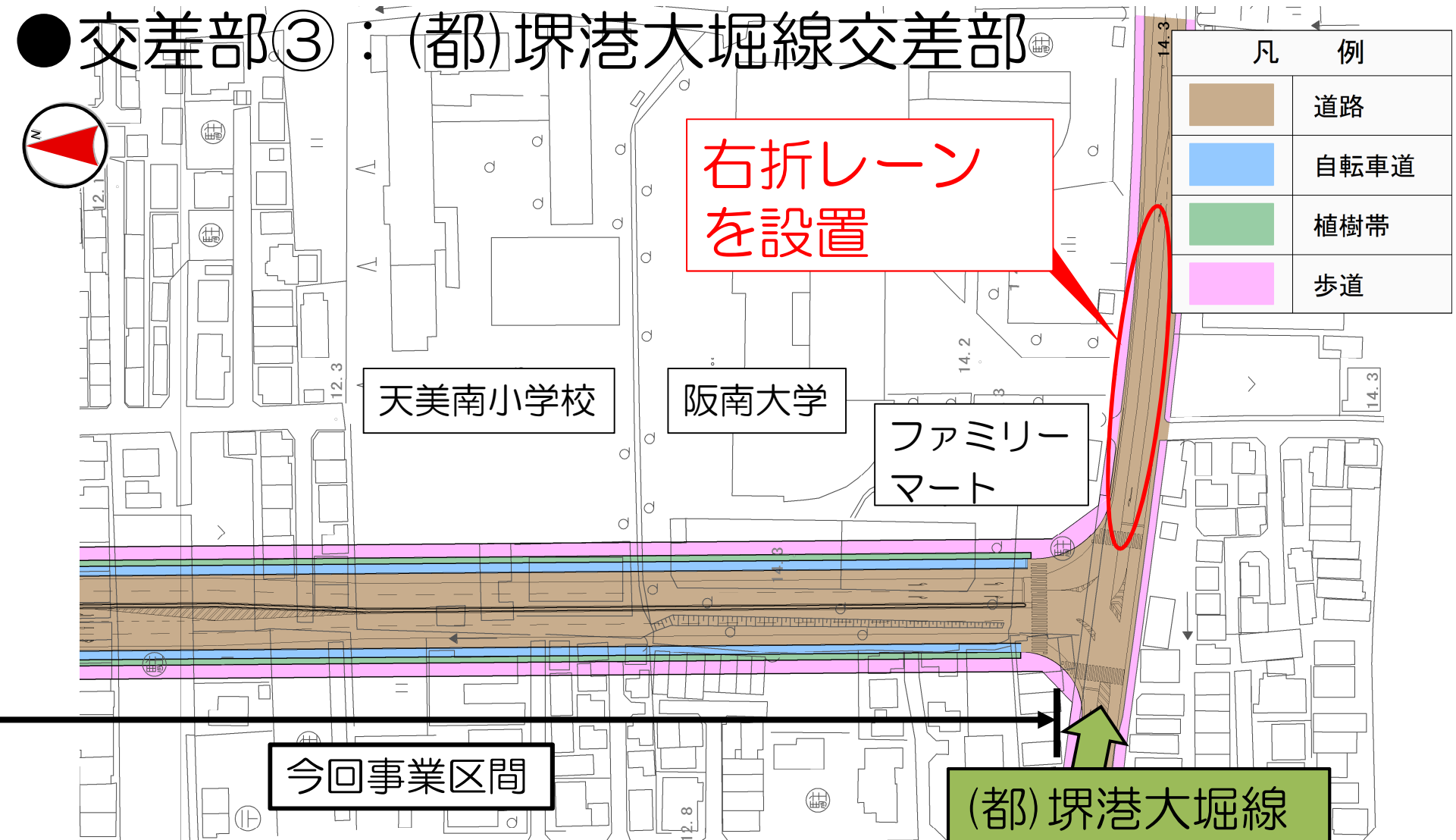
1.5 計画平面図

●交差点②：〈市〉天美東26号線交差点



1.5 計画平面図

● 交差点③：(都)堺港大堀線交差点

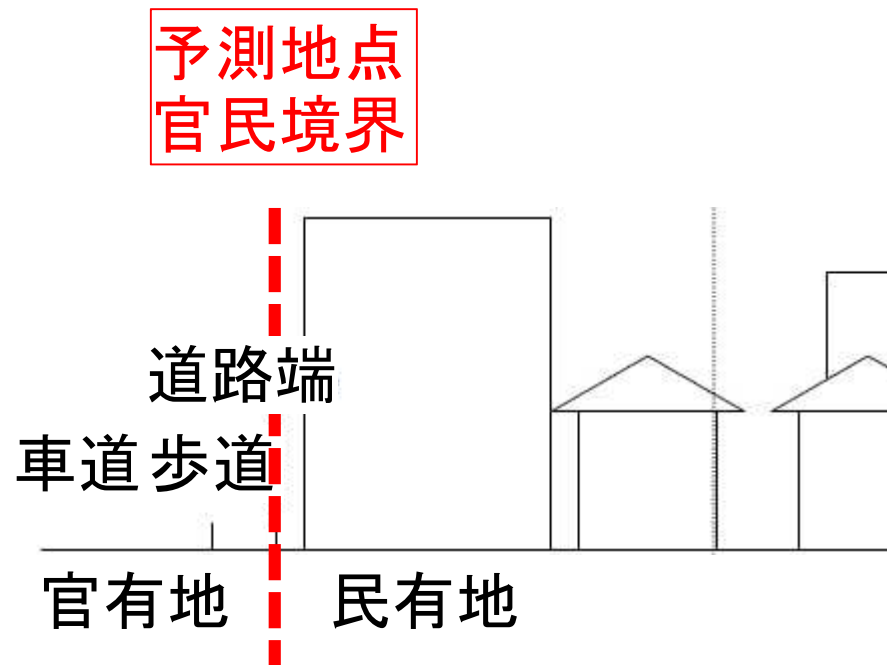


今回事業区間

(都)堺港大堀線

※今後の設計および関係機関協議等により、変更することがあります。

1.6 環境影響・予測評価



予測・評価の地点
官民境界

1.6 環境影響・予測評価

二酸化窒素 (NO₂) の予測結果

| 予測地点 | 予測側 | 予測値 (ppm) | 環境保全目標 (ppm) | 評価 |
|--------|-----|--------------|-----------------|----|
| 天美南一丁目 | 南行 | 0.032 | 0.040 | ○ |
| 天美南一丁目 | 北行 | 0.032 | 0.040 | ○ |

浮遊粒子状物質 (SPM) の予測結果

| 予測地点 | 予測側 | 予測値 (mg/m ³) | 環境保全目標 (mg/m ³) | 評価 |
|--------|-----|-----------------------------|--------------------------------|----|
| 天美南一丁目 | 南行 | 0.045 | 0.100 | ○ |
| 天美南一丁目 | 北行 | 0.045 | 0.100 | ○ |

二酸化窒素、浮遊粒子状物質とも、環境保全目標を満足します。

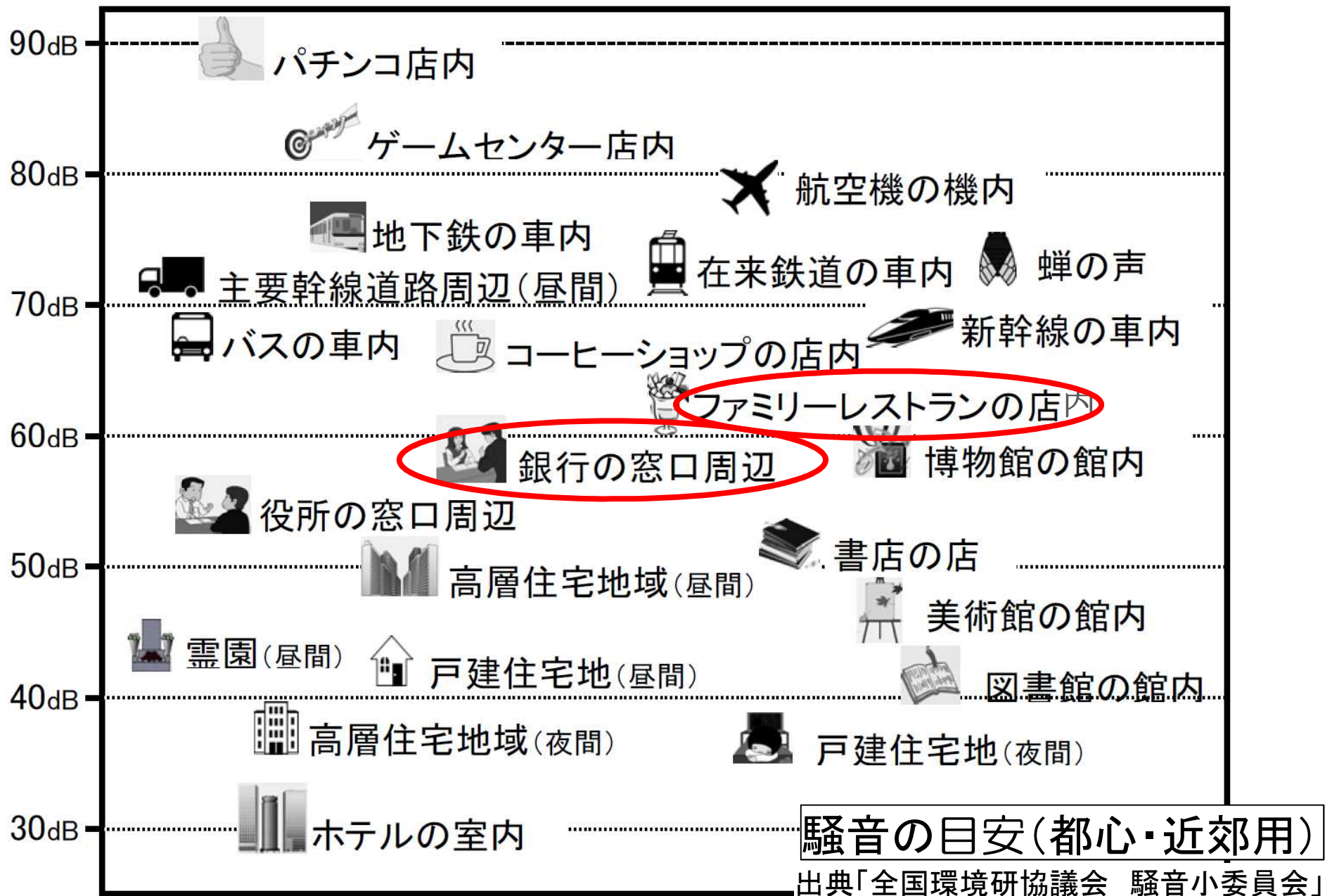
1.6 環境影響・予測評価

騒音の予測結果

| 予測地点 | 予測側 | 予測高さ | 予測値 (dB) | | 環境基準 (dB) | | 評価 | |
|--------|-----|-------|----------|----|-----------|----|----|----|
| | | | 昼間 | 夜間 | 昼間 | 夜間 | 昼間 | 夜間 |
| 天美南一丁目 | 南行 | 1.2 m | 62 | 56 | 70 | 65 | ○ | ○ |
| 天美南一丁目 | 北行 | 1.2 m | 62 | 56 | 70 | 65 | ○ | ○ |

予測値は、環境基準を満足します。

1.6 環境影響・予測評価



1.6 環境影響・予測評価

振動の予測結果

| 予測地点 | 予測側 | 予測値 (dB) | | 要請限度 (dB) | | 評価 | |
|--------|-----|-------------|----|--------------|----|----|----|
| | | 昼間 | 夜間 | 昼間 | 夜間 | 昼間 | 夜間 |
| 天美南一丁目 | 南行 | 44 | 36 | 65 | 60 | ○ | ○ |
| | 北行 | 44 | 36 | | | ○ | ○ |

予測値は、要請限度を満足します。

1.7 事業工程（案）

| | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 | R12 | |
|---------------|----|----|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|--|
| 測量・設計 地元協議 | ■ | | | | | | | | | | |
| 境界確定 | | ■ | | | | | | | | | |
| 用地買収 物件補償 | | | ■ | | | | | | | | |
| 街路築造 工事 | | | | | | ■ | | | | | |
| 舗装工事 | | | | | | | | | | ■ | |

※予定であり、変更することがあります。

説明会の内容（目次）

1. 事業の概要

- 1.1 事業の概要
- 1.2 事業の必要性
- 1.3 道路諸元
- 1.4 幅員構成
- 1.5 計画平面図
- 1.6 環境影響・予測評価
- 1.7 事業工程

2. 事業の進め方

3. 都市計画事業認可による効果

2. 事業の進め方

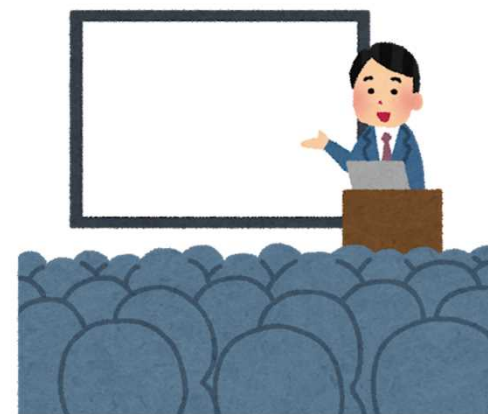
● 事業の流れ



2. 事業の進め方

① 事業内容の説明

権利者の皆様に、事業の目的や事業計画の内容、工程及び用地買収などについて、また、事業地に係る法令上の各種制限についてご説明をいたします。



①

事業内容の説明

②

用地確定
(丈量図の作成)

③

建物等
物件調査の

④

土地買収価格及び
補償金額の算定

⑤

交渉と契約

⑥

所有権移転登記
及び支払い

⑦

建物等の移転・撤去

⑧

工事着手

⑨

供用の開始

2. 事業の進め方

②用地確定（丈量図の作成）

買収させていただく土地の区域や面積を確定するために、関係者の皆様に現地での立ち会いにご協力いただき、丈量図を作成いたします。



①

事業内容の説明

②

用地確定
(丈量図の作成)

③

建物等
物件調査の

④

土地買収価格及び
補償金額の算定

⑤

交渉と契約

⑥

所有権移転登記
及び支払い

⑦

建物等の移転・撤去

⑧

工事着手

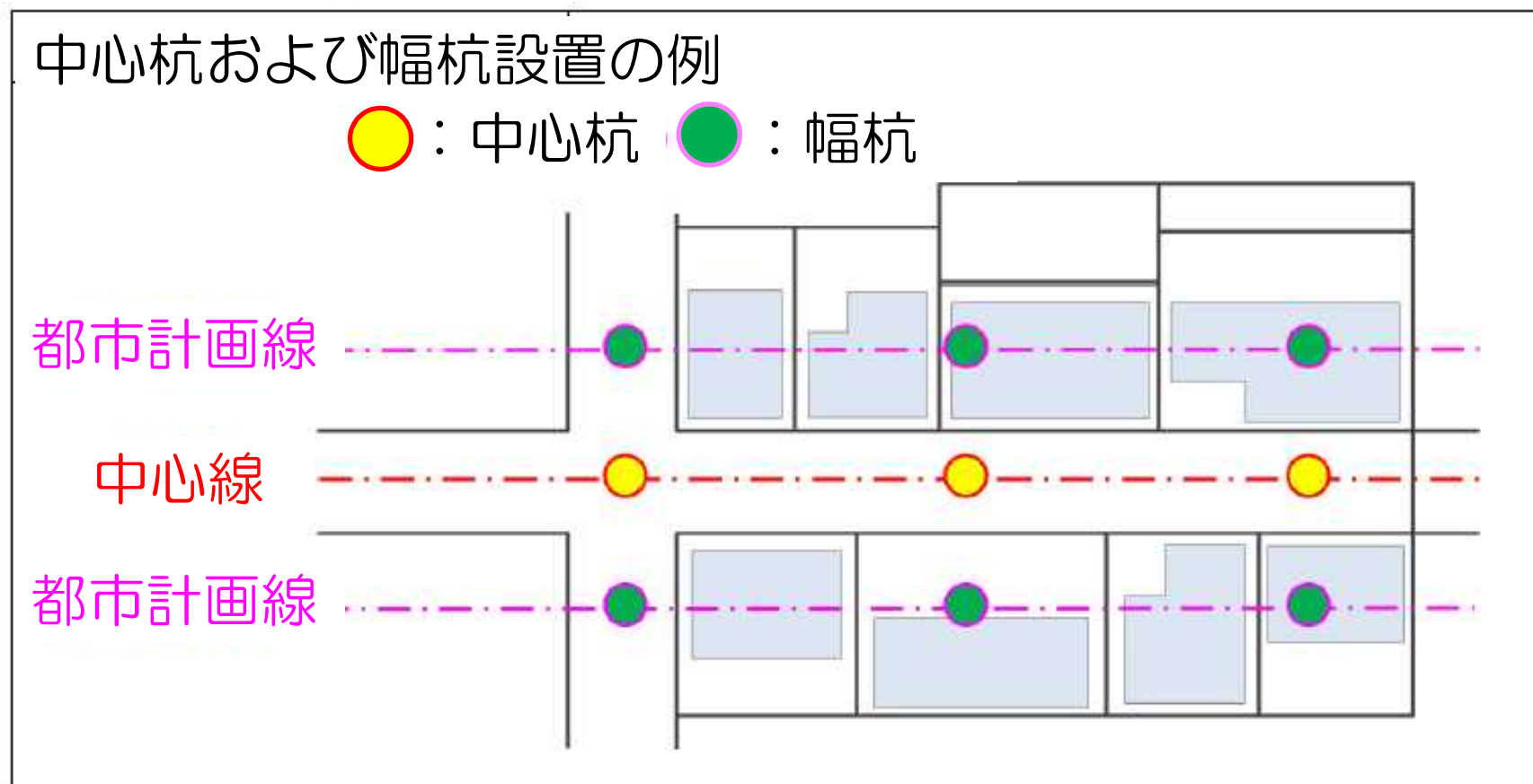
⑨

供用の開始

2. 事業の進め方（Ⅰ 現況測量について）

現況測量は、皆様の土地や建物と、都市計画線との位置関係を明らかにすることを目的としています。

このため、皆様方の土地や建物の位置、周辺道路の形状などの測量をさせていただきます。

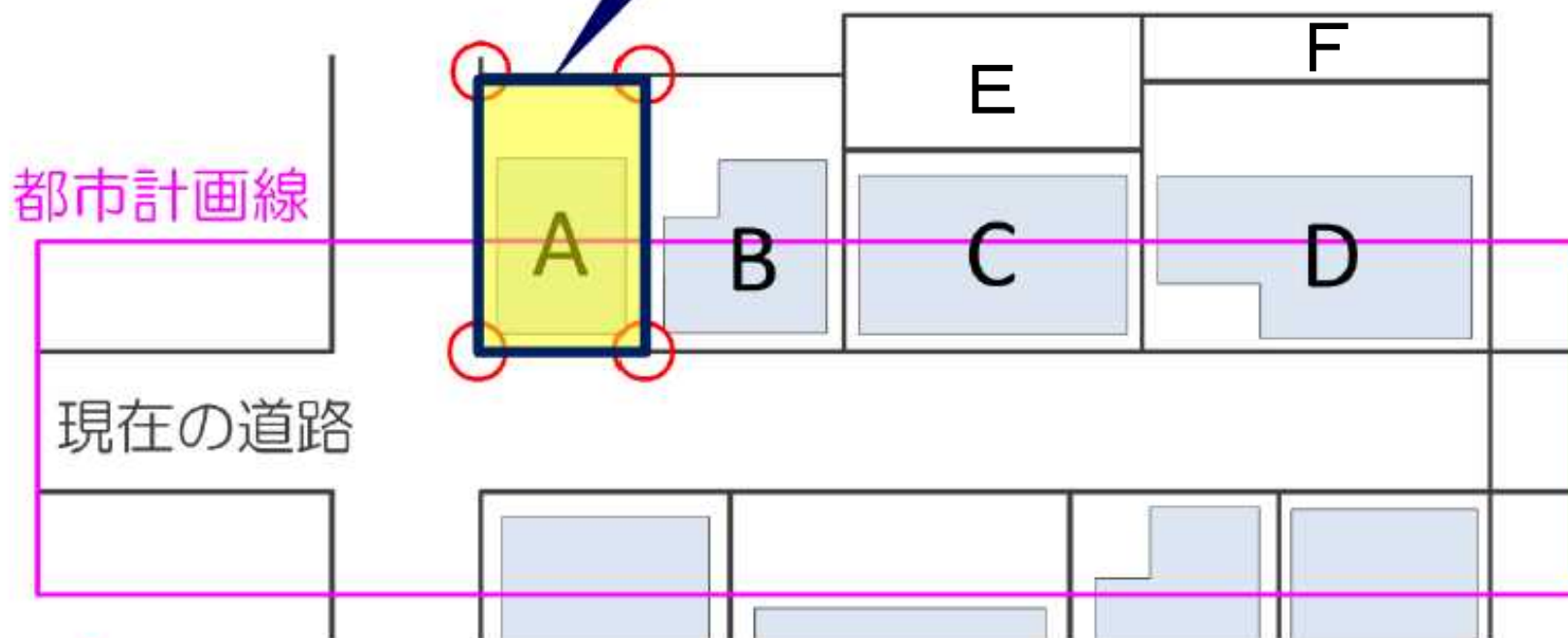


2. 事業の進め方（Ⅱ用地測量について）

用地測量は、道路として取得させていただく土地の面積を求めることを目的としています。このため、道路を整備するために必要となる土地について、周辺の土地との境界を確認し、境界点の測量を行います。

Aさんの場合の例

土地の面積を測量



○：境界点（立会いをお願いする点）

2. 事業の進め方

③建物等の物件調査

建物や工作物などの移転や、撤去に伴う補償を適正に算定するために、建物等の物件調査を実施いたします。



①

事業内容の説明

②

用地確定
(丈量図の作成)

③

建物等
物件調査の

④

土地買収価格及び
補償金額の算定

⑤

交渉と契約

⑥

所有権移転登記
及び支払い

⑦

建物等の移転・撤去

⑧

工事着手

⑨

供用の開始

2. 事業の進め方

④ 土地買収価格及び補償金額の算定

土地買収価格や建物等の移転や撤去に伴う費用等について、公共用地の取得に伴う損失補償基準に基づき算定します。



①

事業内容の説明

②

用地確定
(丈量図の作成)

③

建物等
物件調査の

④

土地買収価格及び
補償金額の算定

⑤

交渉と契約

⑥

所有権移転登記
及び支払い

⑦

建物等の移転・撤去

⑧

工事着手

⑨

供用の開始

2. 事業の進め方

⑤交渉と契約

算定した補償額に基づいて交渉を行い、話し合いが整いますと、契約の締結を行います。



①

事業内容の説明

②

用地確定
(丈量図の作成)

③

建物等
物件調査の

④

土地買収価格及び
補償金額の算定

⑤

交渉と契約

⑥

所有権移転登記
及び支払い

⑦

建物等の移転・撤去

⑧

工事着手

⑨

供用の開始

2. 事業の進め方

⑥所有権移転登記及び支払い

契約締結後に、所有権移転登記を行います。

補償金等は、契約締結後に前払金、建物移転・撤去完了後に残金をお支払いします。



①

事業内容の説明

②

用地確定
(丈量図の作成)

③

建物等
物件調査の

④

土地買収価格及び
補償金額の算定

⑤

交渉と契約

⑥

所有権移転登記
及び支払い

⑦

建物等の移転・撤去

⑧

工事着手

⑨

供用の開始

2. 事業の進め方

⑦建物等の移転・撤去

契約締結後に、当該土地内にある建物等の物件について、所有者が移転・撤去を行います。



①

事業内容の説明

②

用地確定
(丈量図の作成)

③

建物等
物件調査の

④

土地買収価格及び
補償金額の算定

⑤

交渉と契約

⑥

所有権移転登記
及び支払い

⑦

建物等の移転・撤去

⑧

工事着手

⑨

供用の開始

2. 事業の進め方

⑧ 工事着手

工事に着手し、道路等の完成を目指します。



①

事業内容の説明

②

用地確定
(丈量図の作成)

③

建物等
物件調査の

④

土地買収価格及び
補償金額の算定

⑤

交渉と契約

⑥

所有権移転登記
及び支払い

⑦

建物等の移転・撤去

⑧

工事着手

⑨

供用の開始

2. 事業の進め方

⑨ 供用の開始

関連する法令等の手続きを行い、新たな都市基盤として、供用を開始します。



①

事業内容の説明

②

用地確定
(丈量図の作成)

③

建物等
物件調査の

④

土地買収価格及び
補償金額の算定

⑤

交渉と契約

⑥

所有権移転登記
及び支払い

⑦

建物等の移転・撤去

⑧

工事着手

⑨

供用の開始

説明会の内容（目次）

1. 事業の概要

- 1.1 事業の概要
- 1.2 事業の必要性
- 1.3 道路諸元
- 1.4 幅員構成
- 1.5 計画平面図
- 1.6 環境影響・予測評価
- 1.7 事業工程

2. 事業の進め方

3. 都市計画事業認可による効果

3. 都市計画事業認可による効果

●都市計画に伴う制限等

✓**建築等の制限**（都市計画法第65条）

- ・事業地内に建築物等を設置する際や土地の形質を変更する際に、許可が必要となります。

✓**土地建物売買の制限**（都市計画法第67条）

- ・事業地内の土地建物を売却する際は事前に、予定金額、買い手の届出が必要となります。

⇒届出後、大阪府は30日以内に買い取るかどうか通知します。

・買い取る場合：売却予定金額に相当する代金で買収。

・買い取らない場合：売却可能。

3. 都市計画事業認可による効果

●都市計画に伴う制限等

✓届出中は土地建物を譲り渡すことが出来ません

- 罰則：届出なく売却を行った場合，50万円以下の罰金。

- 土地収用法の適用（都市計画法第70条）

…土地収用法に基づく収容権が付与され，収用委員会に明渡裁決の申立が可能になります。

✓**土地の買い取り請求制度**（都市計画法第68条）

- 当該事業地内の土地で，土地収用法の規定により収用の手続きが保留されているものの所有者は，大阪府に対し，当該土地を時価で買い取るべきことを請求することができます。

ご清聴ありがとうございました。

皆様のご理解、ご協力を賜りますよう、
よろしくお願い申し上げます。

大阪府 富田林土木事務所 松原建設事業所

お問い合わせ先

大阪府 富田林土木事務所 松原建設事業所
建設課 道路グループ

TEL : 072-335-4550

FAX : 072-335-4146